

別表第3（第13条関係）

使用料の減額又は免除

利用区分	減免率（％）
(1) 町又は町の機関が主催し、又は共催する場合	100
(2) 町内の保育所、小学校若しくは中学校又は福井県立美方高等学校若しくは福井県立嶺南東養護学校が授業等の一環として利用する場合	
(3) 国又は他の地方公共団体が町民の福祉の向上のために利用する場合	
(4) 障がいのある者又はその者の保護者等で構成されている団体が障がいのある者の自立と社会参加を促進する活動のために利用する場合	
(5) 児童又は利用者の半数以上が児童である町内の団体が青少年の健全育成のために利用する場合	
(6) 町又は町の機関が後援する場合	50
(7) 高齢者又は利用者の半数以上が高齢者である町内の団体が利用する場合	
(8) 当該施設を利用して行う活動が、当該利用者の利益にとどまらず客観的に見て広く町民の利益等に結びつくこと教育委員会が認める場合	100又は50
備考	
1 「児童」とは、町内に住所を有する高校生（18歳）以下の者をいう。	
2 「高齢者」とは、町内に住所を有する65歳以上の者をいう。	
3 第8号の規定による場合であっても、第13条第1項の基本原則に基づき限定的に取り扱うこととする。	

